

速急に日本側に対ししてその救済措置を申し出るべきであるということを言つております。なお、ただいま改めて取りました U.P. の情報によりますと、下院議員のヴァンザントという人のごときは、どうもアメリカ側が十分な警戒措置をとつたかどうかについて疑いなさあたわざるものがあるので、議論としてではだれが一体これに対して責任があるかについて十分の調査を進めなければならぬというような、相當強いことを言つております。この問題は今後いろいろ論ぜられるでありますようが、米国でも重大なる関心が払われておるということは、A.P.、U.P. その他の情報によつて察知することができる次第でございます。

○岡井政府委員 水産庁といたしましては、事件がわかりますと、ただちに

埠津の漁業協同組合、これは漁港の管理者であると同時に、あすこが漁業根拠地でありますので、魚の販路、いわ

ゆる該当魚類の販売については一番よく事情がわかつておりますので、その

焼津の漁業協同組合へただちに電話をもつて、その状況をできる限り詳細に報告するように求めまして、事情を把握し、その後人も派遣いたしまして、おそれ他の関係事項も調査させたの

ことは、その標準場所が埠邊にあつた

か、操業の事情はどういうような關係

下に置かれた際に、そういう被害をこうむつたのであるかという実情を把握して、しかも他の同種漁船が同海区あ

るいはまた他の海区におりましても、それにもいも早く注意を与えるといふ

ことが一番肝要であろう、かように考

えまして、焼津からの情報をキヤウチすると同時に、ただちに三崎の無電局から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことがあつては困るという点で、荷揚げされた場所、送られた場所をできる限り迅速に把握する。東京へ

來たものについてはただちに東京都と連絡して、應急措置をとるというよう手配をいたしました。なおその後、やはりあの海区で操業しなくとも、あ

の海区に近いところを航行して歸つた船は若干の危険があると思われますので、全国で主としてまぐら、かつお等が陸揚げされる港を五港指定いたしまして——なおこれは追加するかもしませんが、さしあたり五港を指定いたしましたし、そこで陸揚げするものにつきましては、厚生省と連絡して一応検査をする。そして安全であるというよ

うな手配をして、まず大衆に御迷惑をかけないようにする同時に、大衆が魚を食わぬために、漁業者及び小売業者、仲買業者あるいは市場関係者が、非常に困難をいたしております現状を

ます。なほ御質問がありましたらさらくただしてやりたい、かように思ひますして、そういう手を打つたわけであります。なほ御質問がありましたらさらく……。

○山口(丈)委員 私はまずただいまの報告を基礎にしてお伺いをいたしましたが、アメリカ側では、太平洋上における原爆の実験につきましては、たびたびこのことが行われ、しかも行われる

えまして、焼津からの情報をキヤウチすると同時に、ただちに三崎の無電局から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

から出漁している船にはそれも注意を行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけられるようなことは、漁獲された魚の

う、それを航行した船舶が内地に放射能を持つて歸る、その影響が非常に甚大であるという点につきまして、実厚生省と連絡をとりまして、ガイガーメーターをもつて測定したわけでありました。この八隻につきまして、実厚生省と連絡をとりまして、ガイガーメーターをもつて測定したわけでありました。それが結果によりますと、漁獲物は昨日三時にまくる漁船が八隻入港いたしました。この八隻につきまして、実厚生省と連絡をとりまして、ガイガーメーターをもつて測定したわけでありました。ですが、その結果によりますと、漁獲物自体には二〇KC前後の反応が見られました。それから全員のかぶつております。また帽子が一番多いのです。また帽子里には三千二百五十KCという数字を示しております。そのほかその中間に作業衣とか魚の箱あるいははうぢよう、ハサチのカバー、こういったものがございますが、厚生省の専門家にただしますと、大体人体に有害なのは一万七千KCの八時間以上當つた場合に人体に有害である、従いまして昨日三時に入港した漁船の漁獲物はもちろんあります。ですが、帽子その他の部分に反応を示しました程度は、人体にはまったく影響がない、このような結果になりますと、おれこれは厚生省のところの専門家の御意見であります。従いまして昨日三時に入港した漁船の漁獲物はもちろんあります。かように意見を出しておられます。

○小瀬政府委員　たゞいまの御質問は将来の問題として、こういう非常に強度の原子爆弾と申しますか、水素爆弾と申しますか、これらの実験が行われるということになれば航行中の船のみならず、航空機にも甚大な影響があり、これは今後いかに処置すべきかといふ点たたと存じます。一体今私が米国側と話しをしなければならないと考えておりますのは、一つは現

実に起つた問題をいかに解決するかと云ふ問題と、その点がはつきりして参りますれば、当然仰せのような将来的な問題にも及ぼざるを得ないと存じます。とりえず今回の問題に関連いたしましては、危険区域の範囲が歎かつたようだということはアメリカ側でも言われておりますので、この点はとりあえず問題になりますが、しかし将来は、非常に犠牲を出したうとい経験にからんがみまして、絶対にこうした危険のないような処置をぜひとも請合いたしまして、危険区域の範囲が歎かつたようだということは、アメリカ側でも相当な専門家もおられるようでありますし、また今度の事件についての直接の被害国でありますから、相当なる発言をいたしますように、われくと申すと、新たな準備をいたしましたとしても、これから準備をいたしましたように考へておる次第であります。

○山口(丈)委員　今いろいろな处置を講じたいと考える次第であります。たゞしかし原子力の管理なり、あるいはやうりということでありますから、その調査の結果に基いて、万全の処置を講じたいと考える次第であります。たゞしかし原子力の管理なり、あるいはやうりというふうに考へておる次第であります。たゞ単に日本間のみならず、国際的に話合いをしてようということとして原子力による人命に対する被害をできるだけ少くするようなどとのためにに提起せられておりますので、日本に對しては、日本赤十字社へ招聘が参つておりまして、来る四月にゼネラルに於いて世界の最も優秀なる原子の専門家が集まることになるのであります。一方のいる、専門家の御意見であります。二〇KC程度の反応といいますのは、宇宙線の関係で一般的に見られあります。かように意見を出しておられます。

○小瀬政府委員　たゞいまの御質問は将来の問題として、こういう非常に強度の原子爆弾と申しますか、水素爆弾と申しますか、これらの実験が行われるということになれば航行中の船のみならず、航空機にも甚大な影響があります。これが今後いかに処置すべきかといふ点たと存じます。一体今私が米国側と話しをしなければならないことを思ひます。もちろん原子力の問題は政治的に大きな米ソ間の問題をもあらりますので、日本だけで運行いたしましても、速急に解決するということはできないであります。この被害

を最小限度にとどめ、被害のないようになります。そのときにはどういう処置をするかということにつきましては、今申上げましたようなこともありますけれども、今申しあげましたようなこともあります。しかしこうした軍事的な意味に利益を最大限度にとどめ、被害のないようになります。とりえず今回の問題に関連いたしましては、危険区域の範囲が歎かつたようだということはアメリカ側でもあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがありますけれども、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。

○山口(丈)委員　今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。しかしこうした軍事的な意味に利害がござりますが、そのときにはどういう処置をするかといふことにつきましては、今申しあげましたようなことがあります。

険区域のある程度の拡大、さらにまた実験をする場合には、事前にできればひとつ外交機関を通じて通告をしてもらいたいというようなことを要望しようと思つております。

○關内委員長 青野武一君。

○青野委員 私は外務政務次官がおいでのようですから、一、二点簡単にお尋ねいたしたい。実は五、六点お尋ねする用意をして出席いたしましたが、山口委員の質問で大体了承することができました。今回御交渉になつておりまして経過なり、御答弁を聞いておりますと、確かにアメリカ側も、關係の深い当事者が、結果は実験して見なければわからぬことだが、危険区域の範囲が狭かつたことは是認しておるようですね。これは事実ですか。

○小瀧政府委員 先ほど最初に申し上げました通り、アメリカからは公式の回答は全然ございません。まだ關係者から確答がないから、確答あり次第返事をするということをございます。ただ私がちよつと言及いたしましたのは、アメリカの新聞などに出でるとこを見ると、今申しました下院議員の中にもそういうふうな点を指摘しておりましたのでありますと、政府の方からも決してそういうことを肯定しております。

○青野委員 これは重要な問題でござりますから、私は昨年の十二月の予算委員会でも質問の中でもよつと触れておきました。というのは、原子爆弾が国際的に問題になりまして、その実験

の発明した原子爆弾はまるで日本民族

が実験台に立つておるようなものである。広島の場合もあるいは長崎の場合でも、大部分は非戰闘員が大きな犠牲を受けておる。長崎の場合は七万人が一挙に殺され、七万人が生れもつかないかたわにされておる。広島の場合には二十四万九千名といわれておる、しかも二十六万人が原子爆弾によつて大けがをしておる。これは昨年十二月三日に予算委員会で私が数字を申し上げた内容です。勝てばよいという考え方のもとに、B-29を飛ばして、その大部が非戰闘員であるのに、しかも無差別に二箇所に爆弾を落したといつたよ

うなことは、戦争に勝つても負けても、これは世界人道の上から許すことはできない。日本の軍の首脳部その他政治家は、その責任を負つた人々は、御承知の通り集団に長らくなづり込まれて、一部の人は練習刑になつておる。少くとも係者は、国際裁判にかけて厳重に処罰すべきであるという質問演説をやつた。これは日本人がみな心の中に持つておつたことをただ言わなかつただけである。そういう点を明確に私は質問の形式をとつて申しましたが、今面で必ずある。実験してみた結果、非常に爆発力が今までに比べて甚大である。従つて結果においては、アメリカの公式的通知はございませんで

アーリカ側が日本の外務省を持つて来た公式的回答あるいは報報、その他質問に御答弁になつた範囲でなく、もつと明確にアメリカ側の意向、被害を受けた諸君の被害状況、あるいは将来の安全のために日本側の意向もある程度

はまとめて、火曜日の運輸委員会にその報告を求めていた。それに合せましても御答弁になつた範囲でなく、もつと明確にアメリカ側の意向、これはついでございますが、B-29が誤つて落ちた。日本人の家を焼いたりあるいは人を殺した。軍用ドックが子供をひき殺した。これは厚生省規程で御存じの通りですが、今から四、五年前は、ひき殺されたり火災その他で焼け死んだ人は、わずかに六万五千円程度で日本人は至るところで片づけられた。埼玉県の金子村に落ちたときもそうです。

○山口(丈)委員 西村政務次官にお尋ねしますが、これは外務省とアメリカ大使館とを通じてアメリカとの交渉に

お話をありました、時間をおいて云々それがしておらず、しかもわかりませんが、御用意くださいるようにお願ひしておきます。

○山口(丈)委員 お尋ねします。

○西村(英)政府委員 さいせんも漁船

及び船舶、飛行機等の安全の問題につきまして、山口長官からも対策をちらつとお答えしましたのは、とりあえず原爆の被害を受けた日本民族が、世界各國の先頭に立つて補償すべきものは補償させる、将来の日本の国民の安全のためには、この機会をおいてまたこの機会はありません。そこで来週の火曜日、運輸委員会が開かれることでございますから、それまでに主張ができる立場に私どもは立つております。それと火曜日までにもつと私どもが納得するような経過と内容とアメリカ側の意向と日本政府の基本的な態度、いうもののを——私どもは御質問を申し上げるかもわかりませんが、御用意くださいよろしくお願いしておきます。

○山口(丈)委員 この点委員長もひとつお含みを願ひたいと思います。

○山口(丈)委員 山口君。

○山口(丈)委員 西村政務次官にお尋ねしますが、これは外務省とアメリカ大使館とを通じてアメリカとの交渉に

おこなうことがあります。その点につきましても、うち少し時日をかしていただきたい

して、これはもちろん国際的にきまる事柄が多い問題でございますので、たゞにわれ／＼のみで最善の方法はござりますが、もつとも将来

もこういう実験等が行われると、これがどうかならないかの問題でござりますが、最も問題なことは、たゞにわれ／＼のみで最善の方法はござりますが、もつとも将来にかんがみて、われ／＼としましても方

全の策をとらなければならぬと考えておる次第でございますが、具体案は今このところ持ち合せておりません。とりもござりますが、B-29が誤つて落ちた日本人の家を焼いたりあるいは人を殺した。軍用ドックが子供をひき殺した。これは厚生省規程で御存じの通りですが、今から四、五年前は、ひき殺されたり火災その他で焼け死んだ人は、わずかに六万五千円程度で日本人は至るところで片づけられた。埼玉県の金子村に落ちたときもそうです。

○山口(丈)委員 私は西村政務次官の答ではどうも弱いと思うのです。今

小限の期間、たとえば何月の第何週の何曜から何曜までの間といふように、きわめて限つた期間を設定せよと

要するのですが、私は最も安全な措置ではないかと思ひますが、政務次官は

アメリカの有力なる下院議員の話聞いても、われ／＼が推定しておりますが、運輸委員として航行の安全を考えておる

ものとしましては、これは非常に危険千分なので、何日によるということが少くとも秘密保持上不可能だとすれば、その海域を航行するに支障のない

同僚青野委員が申されたように、私どもの感じとしては、このアメリカの原

子兵器に対しまする実験台は、まつたく日本人だけが負はれておるような

かつこうである。そうすれば私はこれについても最も発言力を国際的に認めらるべきものであると考える。そし

て、その実験期間のきわめて短期間に通告をされて、この私どもの被害

を皆無ならしめるることは当然の措置であつて、政府はそれだけの準備と度量を持たれてかかるべきだというふうに考えますが、さしあたりのところは

考えておつても、将来の具体策についてはまだ何ら考へられておらないし、それからアメリカとの交渉の用意はない、こういうわけなんですか。

○西村(英)政府委員 私が申し上げましたのは、この被害をなくするにつきまして、危険区域がこういう広さでいかにどうかということも問題であります。従いまして十分科学的調査をした上において、危険区域を広めることも出て来る問題であろうと思います。また実験に際しまして、あらかじめこれをわれくの方に知らせてことにつきましても、もう少しやはり研究しなければならないと思うのであります。従いまして、これはないがしろにしておるわけではありませんが、今私は、運輸省としてこういふうにするという具体案は持つていな、とりあえずの対策につきましては、海上保安庁長官が言いましたように、船船等について告示以外にさらに注意を与える、海域等のことにつきましても、いろいろの注意を十分与えておるということを申し上げたわけござります。

○山口(傳)政府委員 今政務次官がお答えになつた通りであります。先ほどあります。お話をございましたが、これはもう話のように事前に実験については通告を受けたいということが一つと、その事前の程度につきまして、今一定期間とお話をございましたが、これはもう

ちょっと調査しないと具体的に申し上げたいといつて、そのどちら考へられておらない、とお話をございましたが、これはもう

には、今回はどういうことであつたかもうればわれの方でも手を打ちたいと思うし、またもう一つ足りないか

の調査にまたなくてはなりませんので、アメリカ側としても実験の直前に適当に危険範囲、飛行機によるなり無電によるなりして、船舶がそこら辺にいないよう、特別の警戒をやってもらおうということも要望しておる一つ

ですが、アメリカ側としても実験の直前に適当に危険範囲、飛行機によるなり無電によるなりして、船がそこら辺にいないよう、特別の警戒をやってもらおうということも要望しておる一つ

には、今日はどういうことであつたかもうればわれの方でも手を打ちたいと思うし、またもう一つ足りないか

の調査にまたなくてはなりませんので、アメリカ側としても実験の直前に適当に危険範囲、飛行機によるなり無電によるなりして、船がそこら辺に

一休そりい計画があるのかというこ

とをお尋ねしている。

○西村(英)政府委員 今度の場合では詳細にその真相がわかりません。今後

つたことは、そういう実験をされる前もろんそういう無線その他によつて何らの実験の予告は受けませんし、その日も無線その他によつて船に告知されたりもしないわけですが、それともないわけでございますが、

ただいまも海上保安庁長官が言いましたように、その点は外務省を通じて要請したい、こう言っておつたので私はそう申し上げたのであります。従いまして、さよに答えた次第でございます。

○山口(支)委員 山口海上保安庁長官の言われるようにするためには、危険区域の設定はもちろん必要です。しかし

その危険区域の設定だけで万全でないことは、今回が証明しておるの

す。そなすればさらに将来に安全を求めるためには、どうしても実験日とい

うものを正確に、いわば何月何日何時

にこういう実験をするということだが、当然通知をされてしかるべきである。

しかしそれがやはり軍事秘密の保持上

困難だというのならば、私は今のよう

な漠然とした實質的な通告ではなくて、もつといわゆる期間を切つた通報をする義務があるように、國際的にも

交渉しなければなりませんし、またわ

れくは被害国でありますから、この

本政府としては何らさしつかえないこ

とに思つて、さよに答えた次第でござ

ころが放射能が出る、まぐろの肉質か

らはあまり出ない。と申しますのは、

政府より提案理由の説明を求める

西村政務次官。

連輸省設置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、まず改正する等の法律案を議題とし、まず

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、まず改正する等の法律案を議題とし、まず

第一條 連輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次

の法律

第二十九条中「航空標識所」を

「航空標識所」に改める。

第三十七条第二項の表中「宮崎海員学校」香川県三豊郡栗島村」を

「日之津海員学校」長崎県南高来郡日之津町」に改める。

第三十七条の三の次に次の二条を

加える。

(航空大学校)

第三十七条の四 航空大学校は、航空空間に因する専門の学科及び技能を

教授し、航空従事者を養成する機

関とする。

3 航空大学校は、宮崎市に置く。

3 航空大学校の内部組織は、連輸省令で定める。

第三十八条第一項の表中水先着讓

全の項を次のように改める。

第二条 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百四十九号)に定める事項を

二十六年法律第二百二十一号)及び船舶職員法(昭和

の他海上における航行の安全に関する重要な事項を調査審議すること。

第一條 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、運輸省

は日本周辺における海上の安

全というものは期せられないと思う。

○岡井政府委員 お答えいたします。

第二条 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百四十九号)は、廃止する。

附 則

加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 水先法の一部を次のようにより改める。

目次中

〔第五章 水先審議会（第三十一条）〕
〔第六章 罰則（第三十九条）〕
〔第十四条〕

〔第三十二条〕を「第五章 罰則（第三十一条）」
〔第三十二条〕に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 運輸大臣は、前二

条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徵し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

2 海上航行安全審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該処分に係る水先人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聽聞しなければならない。当該水先人は、聽聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第五章を削る。

第六章を第五章とし、第三十九条を第三十一条とし、第四十条を第三十二条とし、第四十一条を第三十三条とし、同条中「第三十九条第三号」を「第三十一条第三号」に改める。

3 船舶職員法の一部を次のよう

改正する。

第十条第二項、第十二条第二項及

び第三項並びに第十五条中「海上

安全審議会」を「海上航行安全審

議会」に改める。

○西村（英）政府委員 大だいま提案に

なりました運輸省設置法の一部を改正

する等の法律案の提案理由及びその概

要について御説明申し上げます。

第一に、運輸省の付属機関につきま

して富崎海員学校を廃止して、日之津

海員学校を設置しますとともに、新た

に航空従事者を養成する機関として航

空大学校を富崎市に設置することとし

て、その名称を海上航行安全審議会と

改めることといたしました。

第二に、大だいま国会に提案され

ております防衛省設置法案におきまして

さきに第十三回国会において成立を見

ました海上公安局法を廃止することと

しておりますので同法の制定に因連し

て、第十三回国会において成立しまし

た運輸省設置法の一部を改正する法律

は、存続の意味を失うこととなります

ので、これを廢止することといたした

のであります。なお右の措置に伴いま

して、水先法及び船舶職員法に所要の

改正措置を講じました。

この法律案の施行期日につきましては、原則的には本年四月一日を予定いたしておりますが、航空大学校は七月一日開設を予定しておりますので、これに関する改正規定につきましては、本年七月一日からといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願いいたします。

○關内委員長 運輸省設置法の一部を改

正する法律案、この二案に対する質疑は次会に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

昭和二十九年三月二十五日印刷

昭和二十九年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局